

＝ 第3章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



急傾斜地崩壊対策事業（広島市安佐北区）

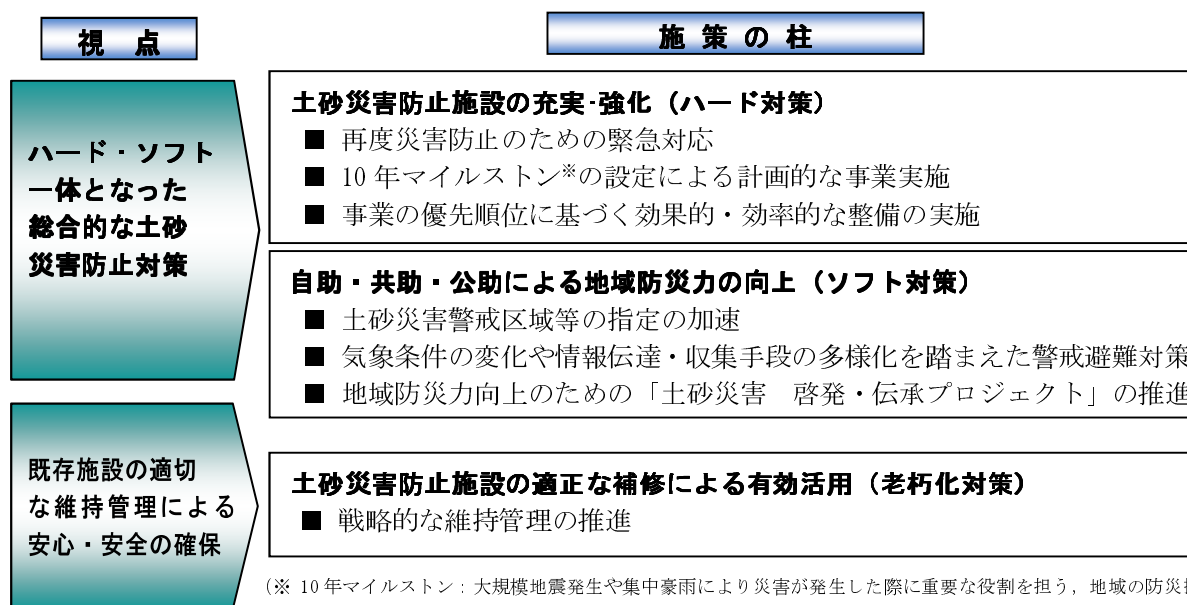
1 砂防関係事業の概要と整備方針

広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨を起因とする、がけ崩れや、土石流等の土砂災害の被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成26年8月20日に発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害発生箇所の復旧対応や住宅密集地の優先整備などの効果的・効率的なハード対策の推進や、土砂災害警戒区域等の指定の加速化、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」と連携させた各種ソフト対策の強化・拡充を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2016」を平成28年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策を推進することとしている。

また、昨年7月の豪雨災害を踏まえ、7月豪雨の被災地域における再度災害防止に最優先で取り組むとともに、地域の防災拠点、住宅密集地等を保全する箇所について予防対策を進めることとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン2016」の概要

① 基本方針



② 計画期間

平成28年度～令和2年度（5年間）

(2) 事業の概要

① ハード対策

(ア) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行された。

本県には、9,964の土石流危険渓流があり、このうち県の整備計画に基づき、平成30年度末までに1,961渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり，人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和33年に地すべり等防止法が施行された。

本県には，80の地すべり危険箇所があり，このうち平成30年度末までに地すべり防止区域として指定済の28箇所に対し，集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため，昭和44年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には，21,943の急傾斜地崩壊危険箇所があり，このうち平成30年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の2,121箇所に対し，法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため，集落の保護を対象とした制度として，雪崩対策事業が創設され，昭和60年度から実施されている。

本県には，336の雪崩危険箇所があり，5箇所が整備済みとなっている。

② ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の指定の加速

土砂災害から国民の生命，身体を守るため，土砂災害のおそれのある区域を明らかにし，警戒避難体制の整備や新規宅地開発の抑制等を目的とする土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき，土砂災害警戒区域等の指定を推進しており，平成30年度末までに県内全市町において36,254箇所を指定している。平成26年の8.20土砂災害を踏まえ，平成27年度から基礎調査と区域指定の加速化を行っており，全県の基礎調査が平成30年度末に完了した。引き続き令和元年度末までの区域指定完了を目標とし，全力で取り組んでいる。

(イ) 気象条件の変化や情報伝達・収集手段の多様化を踏まえた警戒避難対策

土砂災害への備えや警戒・避難に役立てるため，雨量情報，土砂災害警戒情報，土砂災害危険箇所及び警戒区域等の情報を，インターネットやメール通知サービスにより提供している。さらに，NHK広島放送局のデータ放送や民間ケーブルテレビ会社と連携した土砂災害危険度情報の提供，土砂災害警戒情報発表の迅速化等，警戒避難支援の機能拡充に取り組んでいる。

(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

平成26年の8.20土砂災害の教訓を踏まえ，再び同じ災害を繰り返さないためには，土砂災害に関する防災意識の醸成を図るとともに，災害の記憶を風化させず，被災の事実を後世に伝承していく必要がある。「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」では，土砂災害への防災意識を県民へ広く啓発することに加えて，被災事実を地域に確実に伝承していく取組を積極的に実施することで，地域防災力の向上を推進している。

③ 直轄砂防事業

平成 13 年度から広島西部山系、平成 30 年度から安芸南部山系において、国（国土交通省）が事業を実施している。

(3) 区域の概況

平成 31 年 3 月 31 日 現在

区分 事務所 (支所)	砂 防 指 定 地				地すべり防止区域			急傾斜地崩壊危険区域			土砂災害警戒区域等							
	指 定 溪流数	指 定 面積 (ha)	指 定 延長 (km)	危 険 溪流数	指 定 箇所数	指 定 面積 (ha)	危 険 箇所数	指 定 箇所数	指 定 面積 (ha)	危 険 箇所数	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
											警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域	警 戒 区域	特 別 警 戒 区域
西 部	558	3,761.9	664.5	3,262	2	20.1	9	589	350.3	5,027	3,059	2,718	5,424	5,170	4	0	8,487	7,888
呉 (支所)	276	850.7	221.8	798	0	0	0	756	488.2	2,086	1,296	1,153	2,290	2,095	0	0	3,586	3,248
廿日市 (支所)	155	789.0	193.2	575	1	52.1	6	139	91.3	1,021	885	789	1,328	1,289	6	0	2,219	2,078
安芸太田 (支所)	133	1,450.7	239.7	420	3	17.0	11	56	84.6	914	1,016	912	1,530	1,515	11	0	2,557	2,427
東広島 (支所)	200	1,721.5	261.9	916	1	10.0	1	189	189.2	2,865	1,442	1,267	2,530	2,431	0	0	3,972	3,698
東 部	139	3,182.1	187.1	1,227	8	126.3	15	136	104.2	3,068	1,477	1,305	3,206	3,112	14	0	4,697	4,417
三 原 (支所)	247	2,281.1	347.1	1,357	3	25.8	7	193	142.2	3,638	1,632	1,416	3,231	3,149	6	0	4,869	4,565
北 部	135	722.7	192.6	515	1	5.1	2	38	36.2	1,300	799	747	1,567	1,529	1	0	2,367	2,276
庄 原 (支所)	118	897.9	188.4	894	9	283.1	29	25	31.5	2,024	1,346	1,256	2,135	2,100	19	0	3,500	3,356
計	1,961	15,657.7	2,496.3	9,964	28	539.5	80	2,121	1,517.8	21,943	12,952	11,563	23,241	22,390	61	0	36,254	33,953

※ 溪流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

※ 指定面積、指定延長は小数第2位を四捨五入

2 令和元年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容		予 算 額
土砂災害防止施設の整備	国直轄事業	直轄砂防事業 (広島西部山系直轄砂防等)	4,238,333 (県負担金)
	補助公共事業	土石流対策 92箇所 砂防激甚災害対策特別緊急事業 125箇所 砂防災害関連事業 1箇所 急傾斜地崩壊対策 97箇所 地すべり対策 3箇所	4,172,997 3,045,000 52,500 4,269,871 86,100
		単独建設事業	土砂災害防止対策 73箇所 (うち提言を踏まえた検討)
土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定等	土砂災害警戒区域等の指定の基礎となる地形、地質等の調査		275,020
土砂災害警戒情報の提供等	情報提供システムの拡充等		92,400
単独維持修繕事業	老朽施設の修繕等		819,000
合 計			18,890,821

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。

第4章 海岸



港湾海岸保全施設整備事業 尾道糸崎港海岸機織地区（福山市）

1 海岸の概要

本県の海岸総延長は約 1,128km で、このうち海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）の規定に基づき約 583km が海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域約 60km、国土交通省（港湾局）所管港湾区域約 349km[※]、農林水産省（水産庁）所管漁港区域約 79km[※]及び農林水産省（農村振興局）所管区域が約 95km[※]である。（※ 重複区間を含む。）

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に推進するとともに、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら、利用しやすく、親しみやすい、潤いのある海岸環境の整備を推進する。

また、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震等を踏まえ、従来考慮していなかった津波対策を盛り込むとともに、地震対策など減災対策を明記し、「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 26 年 9 月に変更した。

(1) 海岸の管理区分

種別	管理者	指 定	広 島 県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）		海岸保全区域の指定は知事	土木建築局
〃（港湾局）			〃
農林水産省海岸（水産庁）			〃
〃（農村振興局）			農林水産局

(2) 海岸の現況

（単位：km）

所 管 省 庁	海 岸 線 延 長	海 岸 保 全 区 域 延 長
総 数	1,128.401	583.108
国 土 交 通 省 （ 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 ）	376.365	59.746
（ 港 湾 局 ）	501.949 (5.464)	348.593 (5.464)
農 林 水 産 省 （ 水 産 庁 ）	153.491 (0.580)	79.287 (0.580)
（ 農 村 振 興 局 ）	96.596 (6.044)	95.482 (6.044)

（注）平成30年度（版）海岸統計基礎資料による。

（ ）は、港湾局、水産庁及び農村振興局の重複区間で内数である。

2 海岸の整備方針

平成 27 年度に策定した「ひろしま海岸整備プラン 2016」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

【ひろしま海岸整備プラン 2016】

「ひろしま海岸整備プラン 2016」は、本県の目指す将来像を示した「ひろしま未来チャレンジビジョン」及びこれを実現するための「社会資本未来プラン」「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」に基づき、計画的に海岸事業を推進するための実施計画である。

計画期間：平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度（5 年間）

投資予定額：概ね 130 億円

3 令和元年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予 算 額	説 明
公 共	国土 水 管 理 ・ 保 全 局	高 潮 対 策 事 業	168,000	天応海岸(呉市)など2海岸の護岸工事等
		計	168,000	
	港 湾 局	港湾海岸保全施設事業	1,033,000	広島港(広島市)など10港の堤防, 護岸の改良,補強工事等
		港湾海岸環境整備事業	16,000	広島港(坂町)の避難通路整備
		海岸堤防等老朽化 対策緊急事業	146,000	川尻港(呉市)など2港の護岸の老朽化対策 工事
		国直轄事業負担金 (海岸事業)	322,000	広島港の護岸の改良工事等
		計	1,517,000	
	水 産 庁	高 潮 対 策 事 業	324,450	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など2漁港 の高潮対策工事等
		海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 事 業	46,200	地御前漁港(廿日市市)など2漁港の護岸の老 朽化対策工事等
		効 果 促 進 事 業	17,850	高潮浸水想定区域指定に伴う調査
計		388,500		
合	計	2,073,500		

4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている約583kmの海岸のうち、土木建築局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局,港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計約488kmについて、護岸や防潮扉の計画的な点検や修繕を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域については、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理するとともに、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても適正な管理を行う。

令和元年度海岸維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	予 算 額
国土交通省(水管理・国土保全局) 海 岸 維 持 修 繕 費	海岸保全施設の機能維持	100,000
国土交通省(港湾局) 海 岸 維 持 修 繕 費	〃	961,161
農林水産省(水産庁) 海 岸 維 持 修 繕 費	〃	84,164

注：国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。

第5章 空 港



広島空港開港 25 周年記念式典



カープ選手の1日空港長イベント

1 広島空港の概要

(1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000 m²の旅客ターミナルビル、3,900 m²の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

また、平成29年10月29日から、空港の運用時間が夜間1時間延長され、15時間（7：30～22：30）となっている。

国内定期路線は、1日18便運航している東京（羽田）線を含め5路線が就航し、また、国際定期路線は、平成29年10月30日から、シンガポール線が就航し、全国第9位である週28便のネットワークが構築され、上海線及び台北線はデイリーで運航されている。

今後も中国・四国地方の拠点空港として、また、本県の新たな経済成長を支えるグローバルゲートウェイとして、引き続き利便性の向上や機能の充実に努める。

広島空港の概要

設置管理者	国土交通大臣			
飛行場の種類	空港法第4条第1項第5号に掲げる空港			
供用開始日	平成5年10月29日（3,000m滑走路供用：平成13年1月25日）			
施設	告示年月日	平成12年12月28日（運輸省告示414号）		
	管理面積	1,948,484 m ²		
	基本施設 （ターミナル拡張計画を含む。）	着陸帯	長さ	3,120m×幅 300m
		滑走路	長さ	3,000m×幅 60m
		誘導路	総延長	3,290m
エプロン		120,300 m ² （サブターミナルを含む。）		
概要	航空灯火	進入灯, 進入角指示灯, 中心線灯, 滑走路灯, 誘導路灯, エプロン照明灯等		
	通信施設	遠隔空港対空通信施設, 飛行場情報放送業務施設		
	航空保安無線施設	ILS（計器着陸装置）, ASR（空港監視レーダー）, SSR（二次監視レーダー）, VOR/DME（超短波全方向無線標識装置/距離測定装置）		
	気象観測施設	滑走路視距離測定器, 風向風速観測装置, 雲高測定器等		
運用時間	15時間（利用時間：7時30分から22時30分まで）			

(2) 広島空港計器着陸施設高度化（CAT-III b）整備事業

広島空港は、季節により霧、雲に覆われることが多く、視程不良による欠航、ダイバート（目的外空港への着陸）、遅延等が発生しており、その改善が強く求められてきた。

このため、平成15年度に国土交通省の事業として計器着陸施設の高度化事業（CAT-III a）が新規採択され、平成16年度から本格的に工事着手し、平成20年6月に運用を開始した。また、平成21年6月からは、高度なCAT-III bに移行し運用を開始した。

なお、平成27年4月の航空機事故により破損した高度計器着陸装置（CAT-III b）については、平成27年9月に復旧している。

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとして、広島（広島駅新幹線口・広島バスセンター・平和大通り）、呉、三原、福山、三次、西条からの空港アクセスバス、JR白市駅からの空港連絡バス、竹原からの乗合タクシーが、それぞれ運行されている。

また、広島空港県営第1駐車場において、平成28年7月からカーシェアリング（ラウンドトリップ方式）の社会実験を実施し、平成29年4月から本格導入するとともに、平成29年5月からは広島空港県営第1駐車場と県内18箇所の間でワンウェイ方式（乗り捨て）のカーシェアリングを導入している。

なお、JR広島駅から広島空港の定時性向上につなげるため、平成29年度から、JR白市駅・空港間の主要地方道東広島本郷忠海線に凍結防止剤散布装置等の設置を進め、平成30年度に完了した。

さらに、JR白市駅においては、利便性向上のため、バリアフリー化工事（跨線橋の架替、エレベーター設置等）を実施し、平成28年3月に工事が完了した。

(4) 航空路線の拡充

広島空港は、平成5年の開港以来、中国・四国地方の地域拠点空港として着実に成長している。

今後の国際航空ネットワークについては、東アジア・東南アジアの新規路線誘致や増便、訪日外国人の誘客など需要の拡大に資するLCCの誘致・増便などを図る。

国内線については、LCCの積極的な活用及び地方空港間ネットワークの拡充に向けた取組を行う。

(5) エアカーゴ対策の推進

広島空港は、中国地方の中央部に位置しており、山陽自動車道に直結するなど、貨物の流通拠点としてのポテンシャルを有している。

今後、新たな国際貨物拠点である羽田空港や那覇空港を活用した国際エアカーゴの拡大を視野に置いた既存路線の強化及び東南アジア路線におけるカーゴの活性化に取り組む。

(6) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成6年3月に設立した広島県空港振興協議会（会長：広島県商工会議所連合会会長、構成員：県、市町、経済団体等）を中心に、就航路線の利用促進や路線誘致などの活動を展開する。

(7) 空港経営改革の導入

広島空港では、広島～東京間の航空シェア低下など取り巻く環境が厳しさを増す一方、アジアの成長を背景に経済のグローバル化が新局面を迎える中、本県の経済成長を促す役割を持続的に果たしていくために、航空系事業と非航空系事業を一体化し戦略的な空港運営の可能性を拓ける空港経営改革（一体運営・民間委託）の導入に取り組むこととし、「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を平成29年3月に策定した。

これを受けて、国は令和3年4月の導入に向け、平成29年10月に民間投資意向調査等を実施、令和元年5月には空港運営権者の募集を予定するなど、今後、手続きが本格化していくことから、引き続き、地域の声を反映した空港経営改革となるよう関係者と連携し、広島空港の更なる活性化を図っていく。

(8) 令和元年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	予 算 額	事 業 内 容
直轄空港建設費等負担金	367,937	広島空港の施設更新
空港関連施設等管理費	69,983	周辺県有地の管理等
空港周辺対策事業	35,778	空港周辺の環境対策等
空港県営駐車場管理費	31,605	空港県営駐車場の管理
広島空港拠点性強化事業	32,172	新規路線誘致に向けたチャーター便の運航支援, 国際定期路線の需要拡大, 空港アクセスの改善等
新規国際定期路線支援事業	28,260	新規路線の立ち上がり支援
広島空港経営改革推進事業	0	空港経営改革に係る調査検討
空港振興事業	16,600	官民一体による利用促進, 新規路線の誘致活動等
合 計	582,335	

参考 広島空港の定期航空路線の概要

(1) 国内線の現況

(平成31年3月31日現在)

地域	路線	航空会社	便数/日	使用機材	平成30年度旅客数	備考
北海道	札幌 (新千歳)	全日本空輸	2	B737-800(166席)	152,025人	H27.10.25~ (S61.3.1~)
		日本航空		B737-800(165席)		H8.8.2~
東北	仙台	IBEXエアラインズ [*] (全日本空輸)	2	CRJ700(70席)	78,886人	H21.9.21~ (H4.10.25~)
東京	成田	IBEXエアラインズ [*] (全日本空輸)	3	CRJ700(70席)	212,525人	H15.8.1~
		春秋航空日本		B737-800(189席)		H26.8.1~
	東京 (羽田)	全日本空輸	18	B777-200(405席) B767-300(270席) B737-800(166席) A321(194席)	2,048,297人	S37.10.14~
日本航空	H2.7.21~ (S63.7.23~)					
沖縄	那覇	全日本空輸	1	B767(270席)	137,494人	S61.4.26~
<定期便計>	5路線	4社	日26便		2,629,227人	
チャーター便					6,311人	
<国内線合計>					2,635,538人	

(2) 国際線の現況

(平成31年3月31日現在)

国・地域	路線	航空会社	便数/週	使用機材	平成30年度旅客数	備考
韓国	ソウル	エアソウル (アジアナ航空)	3	A321(195席)	58,771人	H28.10.20~ (H3.6.21~)
中国	大連・北京	中国国際航空 (全日本空輸)	5	B737-800(157席)	42,209人	H10.2.26~
	上海	中国東方航空 (日本航空)	7	A319(120席)	69,262人	H8.2.6~ (H23.7.22~成都 延伸) H30.3.25~成都 延伸休止
台湾	台北	チャイナエアライン	7	B737-800(158席)	96,635人	H16.6.2~
香港	香港	香港エクスプレス	3	A320(180席, 174席)	47,415人	H27.10.27~ H28.1.28~増便
シンガポール	シンガ ポール	シルクエアー (シンガポール航空)	3	B737-800NG(162席)	33,461人	H29.10.30~
<定期便計>	6路線	6社	週28便		347,753人	
チャーター便					4,432人	
<国際線合計>					352,185人	

2 広島ヘリポートの概要

(1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成22年10月30日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成24年11月15日付けで廃止、同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し、ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、平成27年4月から最終形区域での供用を開始した。また、この最終形区域での供用開始に合わせて、指定管理者制度を導入し、「日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体」が指定管理者として管理運営を行っている。(平成27年4月1日から令和2年3月31日まで〔5年間〕)

また、広島ヘリポート管理事務所の老朽化が進んでいるため、旧広島西飛行場ターミナルビルを取得し、平成30年度から管理事務所を移転するための改修工事等を実施している。

広島ヘリポートの概要

設置管理者	広島県		
飛行場の種類	陸上ヘリポート(公共用)		
供用開始日	平成24年11月15日		
施設概要	管理面積	112,939 m ²	
	基本施設	着陸帯	長さ35m, 幅30m
		誘導路	長さ28m, 幅9m
		エプロン	20,574 m ² , スポット14
概要	航空灯火	飛行場灯台, 誘導路灯, 風向灯, 境界灯, 境界誘導路灯	
	通信施設	対空通信施設一式	
	気象観測施設	風向風速観測装置等	
運用時間	10時間30分(利用時間: 8時30分から19時00分まで)		

(2) 令和元年度の事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
広島ヘリポート管理費	137,983	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	371,921	ヘリポート管理事務所の改修工事等
計	509,904	

第6章 港湾・漁港



広島港海田コンテナターミナル（ガントリークレーン3号機 H30.6供用開始）

1 港湾の概要

(1) 港湾数

瀬戸内海に面し、大小 130 余の島々が散在する本県は、全国第 6 位の 44 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 3 港、地方港湾 40 港）の港湾を擁し、うち県管理港湾は 27 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 2 港、地方港湾 24 港）を数える。

(2) 港湾施設一覧表（港湾管理者分のみ）

① 県管理港湾

（平成 31 年 3 月 31 日 現在）

港湾名	港格	所在地
広島港	国際拠点	広島市, 廿日市市, 海田町, 坂町
福山港	重要	福山市
尾道糸崎港 （尾道地区）	〃	尾道市
尾道糸崎港 （糸崎地区）	〃	三原市
尾道糸崎港 （松永地区）	〃	福山市
国際拠点港湾及び重要港湾小計		3
横田港	地方	福山市
千年港	〃	〃
佐木港	〃	三原市
須波港	〃	〃
土生港	〃	尾道市
重井港	〃	〃
中浜港	〃	〃
生口港	〃	〃
瀬戸田港	〃	尾道市, 三原市
忠海港	〃	竹原市
竹原港	〃	〃
川尻港	〃	呉市
木江港	〃	大崎上島町
鰺崎港	〃	〃
大西港	〃	〃
御手洗港	〃	呉市
蒲刈港	〃	〃
釣士田港	〃	〃
小用港	〃	江田島市
鹿川港	〃	〃
中田港	〃	〃
三高港	〃	〃
厳島港	〃	廿日市市
大竹港	〃	大竹市
地方港湾小計		24
合計		27

② 市町管理港湾

（平成 31 年 3 月 31 日 現在）

港湾名	港格	所在地
呉港	重要	呉市
重要港湾小計		1
阿伏兎港	地方	福山市
福田港	〃	尾道市
棕浦港	〃	〃
安芸津港	〃	東広島市
吉悪港	〃	呉市
小用港	〃	〃
大迫港	〃	〃
袋の内港	〃	〃
大須港	〃	江田島市
津久茂港	〃	〃
鷺部矢の浦港	〃	〃
鹿田港	〃	〃
内海港	〃	〃
大柿港	〃	〃
波多見港	〃	呉市
奥の内港	〃	〃
地方港湾小計		16
合計		17

(3) 港湾の整備方針

平成 27 年度に策定した「広島県みなと・空港振興プラン 2016」に基づき、「みなと振興の重点化」「港湾・漁港施設の有効活用」「港湾・漁港施設の適正な維持管理」の 3 つの基本方針を基に実施計画を策定し、事業を推進する。

【広島県みなと・空港振興プラン 2016】

計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度（5 年間）

投資予定額：概ね 370 億円

(4) 令和元年度事業の内容

(単位:千円)

事業名	事業種別	事業内容	予算額		
港湾事業	公共	港湾改修事業	広島港（広島市）など3港の防波堤，臨港道路等の工事 （公共関連費含む）	2,880,500	
		港湾環境整備事業	尾道糸崎港（三原市）など2港の埋立等の工事 （公共関連費含む）	260,000	
		港湾補修事業	福山港（福山市）など9港の岸壁等の補修工事	439,000	
		港整備交付金事業	厳島港（廿日市市）など4港の浮棧橋，防波堤等の工事	1,416,000	
		国直轄事業負担金 （港湾事業）	広島港・尾道糸崎港及び福山港の岸壁等の国直轄事業負担金	[1,773,333] 798,000 []は直轄事業費	
		計		5,793,500	
	単独維持	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事	1,341,800	
		港湾維持修繕費	浮棧橋等の港湾施設及び護岸，堤防，防潮扉等の海岸保全施設の補修・点検等や沈没船処理等	961,161	
		その他	市町土木工事受託費等	804,465	
	一般会計合計			8,900,926	
	特別会計	荷捌施設整備事業	○ 広島港関係 ・ 出島地区 ・ 五日市地区	3,150,000 870,000 2,280,000	3,414,000
			○ 福山港関係 ・ 箕島地区 ・ 箕沖地区	100,000 50,000 50,000	
		広島港運営費	○ 厳島港関係 ・ 宮島口地区	164,000 164,000	1,170,391
			広島港の管理・運営に要する費用		
		尾道糸崎港運営費	尾道糸崎港の管理・運営に要する費用	59,432	
		福山港運営費	福山港の管理・運営に要する費用	168,305	
		港湾振興事業	広島港，福山港などのポートセールス活動等に要する費用	23,175	
造成地分譲促進事業		臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用	49,014		
公債費	港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用	8,043,631			
諸支出金	港湾整備事業基金積立金等	252,283			
特別会計合計			13,180,231		
合計			22,081,157		

(5) 主な港湾整備事業の概要

① 国際拠点港湾広島港の整備

(ア) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として、必要な港湾施設の整備を行い、国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(イ) 令和元年度の予算額

(単位:千円)

区 分	事 業 内 容	予 算 額	備 考	
五日市地区	県事業	臨港道路等	3,322,000	
宇品・出島地区	直轄事業	耐震強化岸壁等	225,000	県負担金 (事業費 500,000)
	県事業	港湾関連用地造成等	1,518,000	
海田地区	直轄事業	岸壁補強	225,000	県負担金 (事業費 500,000)
そ の 他	県事業	防波堤, 補修等	260,000	
計		5,550,000		

② 重要港湾尾道系崎港の整備

(ア) ねらい

尾道系崎港は、県東部の物流・人流の拠点を目指し、輸入木材の取扱拠点港としての機能強化を図るとともに、ウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応した施設整備を進める。

(イ) 令和元年度の予算額

(単位:千円)

区 分	事 業 内 容	予 算 額	備 考	
機織地区	直轄事業	航路(-12m) 泊地(-12m)等	78,000	県負担金 (事業費 173,333)
貝野地区	県事業	浚渫土受入	100,000	
そ の 他	県事業	小型船だまり等	147,000	
計		325,000		

③ 重要港湾福山港の整備

(ア) ねらい

広島県東部地域の物流、産業の拠点として、物流需要の増大、輸送の効率化等に対応するため、グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに、快適な港湾空間の形成を図る。

(イ) 令和元年度の予算額

(単位:千円)

区 分	事 業 内 容	予 算 額	備 考	
箕沖・箕島地区	直轄事業	岸壁, 航路・泊地等	270,000	県負担金 (事業費 600,000)
鞆地区	県事業	護岸整備等	369,000	
そ の 他	県事業	補修等	225,000	
計		864,000		

(6) 港湾の振興

① ねらい

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ（世界に開かれた玄関口）としての機能強化を図るため、引き続き、積極的なポートセールスを実施する。

さらに、広島港においては、平成29年4月から出島・海田コンテナターミナルについて、民間の経営手法を活かした運営を（株）ひろしま港湾管理センター（港湾運営会社）が行うことにより、航路拡充や貨物量の増大を目指す。

このほか、クルージングやクルーズ客船の寄港を促進し、みなとの賑わいを形成する。

② 事業の概要及び令和元年度の予算額

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
振興協会助成事業	広島港振興協会、東部港湾振興協会への助成（利用促進、広報宣伝）	4,800
ポートセールス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス、国内ポートセールスの展開	17,086
瀬戸内海クルージング促進事業	・クルージング需要の掘り起こし（瀬戸内クルージングポータルサイト運営） ・クルーズ客船の誘致・受入体制の充実（客船寄港時のおもてなし実施）	50,204

③ 広島港、福山港の利用状況等

④ 平成30年度広島港クルーズ客船寄港回数

海外定期航路の状況

(平成31年3月現在)

港名	航路名	便数
広島港	韓国航路	週10便
	中国航路	週6便
	台湾・東南アジア航路	週1便
	台湾航路	週1便
	北米航路	月1便
福山港	韓国航路	週5便
	中国航路	週6便
	台湾・東南アジア航路	週1便

ふ頭名	水深等	寄港回数
宇品外貿	中小型客船対応 水深-10m	39回
五日市	大型客船対応 水深-12m, -11m	9回
合計	—	48回

(7) 港湾整備事業造成地等分譲事業

港湾整備事業による造成地等について、それぞれの処分計画に基づき、早期に分譲を進める。

(平成31年3月現在)

分譲地	用途	面積				分譲率 c/b
		分譲計画 a	竣功済 b	分譲済 c	未分譲 b-c	
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.7ha	1.7ha	1.7ha	—	100.0%
広島港宇品内港地区	商業施設ほか	15.5ha	15.5ha	15.5ha	—	100.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	44.0ha	18.3ha	18.3ha	—	100.0%
広島港五日市地区	企業移転ほか	46.1ha	29.7ha	29.7ha	—	100.0%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	13.0ha	—	100.0%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	8.7ha	4.7ha	65.4%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	4.7ha	3.6ha	3.2ha	0.4ha	88.9%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha	—	100.0%
合計		143.2ha	100.1ha	95.0ha	5.1ha	95.0%

※分譲済面積には、事業用定期借地での分譲面積を含む。

2 漁港の概要

(1) 漁港数

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は 44 漁港が指定されており、そのうち第三種漁港は 1 漁港のみで、第二種漁港が 18 漁港、第一種漁港が 25 漁港と小規模な漁港が多い。

(2) 県内漁港一覧表

① 県管理漁港

(平成 31 年 3 月 31 日 現在)

漁港名	種類	所在地
草津	第三種	広島市
第三種漁港小計		1
音戸	第二種	呉市
安浦	〃	〃
倉橋	〃	〃
豊島	〃	〃
吉和	〃	尾道市
走	〃	福山市
平	〃	〃
横田	〃	〃
箱崎	〃	〃
地御前	〃	廿日市市
塩屋	〃	〃
沖浦	〃	大崎上島町
第二種漁港小計		12
五日市	第一種	広島市
第一種漁港小計		1
合計		14

② 市町管理漁港

(平成 31 年 3 月 31 日 現在)

漁港名	種類	所在地
阿多田	第二種	大竹市
玖波	〃	〃
畑	〃	江田島市
柿浦	〃	〃
美能	〃	〃
深江	〃	〃
第二種漁港小計		6
大屋	第一種	呉市
情島	〃	〃
大地蔵	〃	〃
田原	〃	〃
長谷	〃	〃
原	〃	〃
竹原	〃	竹原市
能地	〃	三原市
須波	〃	〃
大町	〃	尾道市
串浜	〃	〃
海老	〃	〃
泊	〃	〃
干汐	〃	〃
立花	〃	〃
西浦	〃	〃
鏡浦	〃	〃
福山	〃	福山市
大芝北	〃	東広島市
大芝南	〃	〃
上ノ浜	〃	廿日市市
梅原	〃	〃
丸石	〃	〃
世上	〃	江田島市
第一種漁港小計		24
合計		30

(3) 漁村事業（漁業集落環境施設整備）

漁港区域背後地域の生活環境の向上のため、生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備、狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は、農林水産局にて平成22年度に策定した「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」が目指す、産業として自立できる水産業の確立に向けて、より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。具体的には、実施計画である「広島県みなと・空港振興プラン2016」に基づき事業を推進していく。

(5) 令和元年度事業の内容

(単位：千円)

事業名	事業種別	事業主体	施行計画量等	予算額	
漁 港 事 業	地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	県	草津漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	283,500	
		市町	阿多田漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	46,100	
	公 共	漁業集落環境整備事業	市町	横田地区外において集落排水施設等の事業促進	108,950
		港整備交付金事業	県	倉橋漁港外で防波堤・浮棧橋等の整備	378,000
	市町		串浜漁港で防波堤等の整備	37,000	
	計			853,550	
	単 独	漁港改良事業		公共事業の補完整備やそれに必要な調査設計	94,898
		五日市漁港多目的利用施設整備事業		五日市漁港フィッシャリーナ整備負担金	68,847
		計			163,745
	維持	漁港維持修繕費		漁港施設及び漁港海岸保全施設の維持修繕等	84,164
他	県管理漁港管理費		県管理漁港の管理・運営に要する経費	11,514	
一般会計合計				1,112,973	
特別会計	五日市漁港利用費		五日市漁港フィッシャリーナの管理・運営に要する費用	13,740	
特別会計合計				13,740	
合計				1,126,713	

3 検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから、県内各地の潮位を継続的に観測して、工事用基準面、高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

(平成31年3月31日現在)

検潮所名	所在地	検潮器型式	設置年月
呉 港	呉市阿賀南七丁目	フース型DFT-3型	(H22. 7) S26. 2
尾道糸崎港尾道地区	尾道市西御所町	フース型DFT-3型	(H23. 3) S26. 9
〃 糸崎地区	三原市城町三丁目	水晶水圧式	(H19. 10) S26. 4
大 竹 港	大竹市晴海二丁目	〃	(H26. 3) S25. 4
広 島 港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型DFT-3型	(H24. 2) S25. 4
柿 浦 漁 港	江田島市大柿町柿浦	フース型DFT-3型	(H24. 3) S26. 2
倉 橋 漁 港	呉市倉橋町海越	フース型DFT-3型	(H28. 1) S26. 12
竹 原 港	竹原市塩町一丁目	フース型LFT-V型	(H9. 3) S25. 12
御 手 洗 港	呉市豊町久比	〃	(H10. 3) S26. 1
木 江 港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水圧式	(H11. 3) S30. 1
土 生 港	尾道市因島田熊東町	フース型DFT-3型	(H27. 3) S25. 12
横 田 港	福山市内海町曾根	水晶水圧式	(H11. 3) S28. 6
福 山 港	福山市引野町沖浦	フース型DFT-3型	(H22. 7) S43. 5

注 上段()書は、計器更新年月である。

4 海域の管理

(1) 公有水面埋立免許

海面の埋立ては、公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが、土地利用上の必要性(国土の保全)、環境の保全等を厳正に審査し、調和のとれた免許を行う。

(2) 港湾区域、漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとともに、一般海域についても、広島県の海に関する条例及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。

